

寒川町選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙における各投票区の投票所を次のとおり定める。

投票区	建物の名称	所在地
第1投票区	田端地域集会所	寒川町田端824番地
第2投票区	寒川町南部文化福祉会館ロビー	寒川町一之宮8丁目5番20号
第3投票区	筒井地域集会所	寒川町中瀬25番1号
第4投票区	寒川町福祉活動センター	寒川町岡田610番地
第5投票区	寒川中学校1階玄関ロビー	寒川町一之宮3丁目9番1号
第6投票区	宮山地域集会所	寒川町宮山3906番地の2
第7投票区	寒川町民センター	寒川町宮山165番地
第8投票区	菅谷台自治会集会所	寒川町岡田7丁目7番1号
第9投票区	小谷地域集会所	寒川町小谷1丁目13番10号
第10投票区	寒川町北部文化福祉会館ロビー	寒川町宮山2820番地の1
第11投票区	倉見地域集会所	寒川町倉見1550番地の2

令和8年1月27日

寒川町選挙管理委員会
委員長 森 一 光